

○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則〔地域政策課〕

平成4年8月28日

規則第76号

改正 平成11年3月31日規則第15号

(題名改称)

平成12年3月31日規則第16号

平成13年3月30日規則第12号

平成13年9月26日規則第64号

平成14年3月29日規則第15号

平成14年9月26日規則第72号

平成15年3月28日規則第19号

平成15年5月13日規則第54号

平成15年7月14日規則第66号

平成15年8月29日規則第76号

平成16年3月31日規則第26号

平成16年10月1日規則第44号

平成17年3月24日規則第11号

平成18年3月31日規則第10号

平成18年5月18日規則第63号

平成19年3月27日規則第8号

平成20年2月29日規則第4号

平成20年11月19日規則第108号

平成21年2月20日規則第5号

平成22年3月31日規則第69号

平成23年3月10日規則第8号

平成24年3月16日規則第39号

平成25年3月26日規則第16号

平成25年8月1日規則第64号

平成26年3月31日規則第57号

平成27年3月31日規則第54号

平成28年2月26日規則第8号

平成28年6月10日規則第79号

平成30年3月16日規則第5号

平成31年3月8日規則第13号

令和5年3月9日規則第11号

令和8年3月30日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市地域コミュニティセンター条例(平成4年条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平11規則15・一部改正)

(利用手続)

第2条 条例第4条第1項の規定により熊本市地域コミュニティセンター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、利用の日の属する月の前月の初日から利用の日の前日までに熊本市地域コミュニティセンター利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該利用の日の属する月の前月の初日前であっても申請を行うことができる。

2 市長は、前項の申請書を審査し、センターの利用を許可したときは、熊本市地域コミュニティセンター利用許可書を当該申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法による第1項に規定する利用の申請及びその許可については、別に定める。

(平11規則15・平14規則72・平30規則5・令8規則26・一部改正)

(利用許可の取消通知)

第2条の2 市長は、センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が条例第4条第2項の規定に該当すると認めるときは、熊本市地域コミュニティセンター利用許可取消通知書を利用者に交付するものとする。

(令8規則26・一部改正)

(利用中止の届出及び利用許可の変更)

第3条 利用者は、利用開始前に利用を取りやめたときは熊本市地域コミュニティセンター利用中止届を、利用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市地域コ

コミュニティセンター利用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出及び申請は、利用の日の前日までに提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する変更申請を適当と認めたときは、熊本市地域コミュニティセンター利用変更許可書を利用者に交付するものとする。
- 4 第1項又は前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法による利用許可に係る中止の届出並びに変更の申請及びその許可については、別に定める。

(平11規則15・平28規則8・平30規則5・令8規則26・一部改正)

(附属設備の利用料金)

第4条 センターの附属設備の利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定めるものとする。

(平11規則15・全改、平13規則64・平16規則44・一部改正)

(利用料金の後納)

第5条 条例第13条第3項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合

(平11規則15・平16規則44・平23規則8・一部改正)

(利用料金の返還)

第6条 条例第13条第4項ただし書の規定により利用者が利用料金の返還を受けることができる場合及びそれぞれの返還額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項第4号の規定により利用許可が取り消され、立入りが拒否され、又は退去が命じられたことによりセンターの利用ができない場合は、利用料金の全額
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの利用ができない場合は、利用料金の全額
- (3) 利用者が利用開始前に利用を取りやめ、かつ、その旨を利用日の8日前の日までに届け出た場合にあつては全額、利用日の7日前の日から利用日の前日までの間に届け出た場合にあつては利用料金の5割に相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合は、利

用料金の全額

(平11規則15・平12規則16・平14規則72・平15規則19・平16規則44・平23規則8・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 条例第14条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号及び第2号に掲げる事業に該当し、かつ、指定管理者が定める事業に該当するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が利用する場合で、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(平12規則16・全改、平16規則44・一部改正)

(利用時間及び休館日)

第8条 センターを利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時にその全部若しくは一部を開館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 別表第2の左欄に掲げるセンターの区分に応じ、同表右欄に定める日

(平11規則15・平12規則16・平13規則12・平13規則64・平26規則57・一部改正)

(毀損滅失届)

第9条 利用者は、センターの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市地域コミュニティセンター施設等毀損（滅失）届を市長に提出しなければならない。

(平11規則15・旧第5条線下・一部改正、平23規則8・平30規則5・一部改正)

(地域の団体を定める基準)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) おおむね当該小学校校区内において組織されている町内自治会、まちづくり委

員会、社会福祉協議会その他の地域に密着した活動を行っている団体の代表者等で構成されていること。

- (2) 当該団体の役員として、会長、副会長、会計及び監事を設けていること。
- (3) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準を満たしていること。

(平16規則44・追加、平23規則8・一部改正)

(指定申請書に添付する書類)

第11条 条例第7条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類
- (3) 当該団体の概要及び活動状況を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平16規則44・追加)

(協定で定める事項)

第12条 条例第10条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 利用時間及び休館日に関する事項
- (6) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (7) 事業報告書に関する事項
- (8) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (11) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平16規則44・追加、平18規則10・一部改正)

(書類の様式等)

第13条 この規則の規定により使用する書類（第11条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（平30規則5・追加）

（雑則）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平11規則15・旧第12条繰上・一部改正、平16規則44・旧第10条繰下、平30規則5・旧第13条繰下）

附 則

この規則は、平成4年8月29日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条、第7条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる利用の許可に係る利用料金から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第12号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月26日規則第64号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第15号）

この規則は、平成14年4月16日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中熊本市京陵地域コミュニティセンター及び熊本市西原地域コミュニティセンターに係る部分は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第19号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月13日規則第54号）

この規則は、平成15年5月16日から施行する。

附 則（平成15年7月14日規則第66号）

この規則は、平成15年7月16日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中熊本市松尾北地域コミュニティセンターに係る部分及び熊本市東町地域コミュニティセンターに係る部分は、同年8月16日から施行する。

附 則（平成15年8月29日規則第76号）

この規則は、平成15年8月31日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第26号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中熊本市桜木地域コミュニティセンターに係る部分は同月16日から、熊本市高平台地域コミュニティセンターに係る部分は同年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日規則第63号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月19日規則第108号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第69号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第39号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第64号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第57号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第54号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中熊本市画図地域コミュニティセンターに係る部分は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月10日規則第79号）

この規則は、平成28年6月16日から施行する。

附 則（平成30年3月16日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日規則第13号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日規則第26号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

（平11規則15・追加、平12規則16・平13規則64・旧別表・一部改正、平15規則19・一部改正）

##### (1) 器具類

種目	品名	単位	1回の利用料金の限度額
映像器具	テレビ	1台	200円

類	ビデオ	1台	200円
	カラオケ器具	1台	200円
その他	持込器具	1KWまでご とに	100円
	その他の器具	1台	200円

(2) 冷暖房設備

施設名	利用時間区 分	午前	午後	夜間	延長	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時ま で	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
和室		300円	400円	400円	100円	100円
小会議室		300円	400円	400円	100円	100円
会議室		450円	600円	600円	150円	150円
調理室		450円	600円	600円	150円	150円
ホール		600円	800円	800円	200円	200円

備考

- 1 利用時間区分の延長の欄に掲げる利用料金は、当該延長の欄以外の利用時間区分において施設を利用する場合で、当該区分の利用時間を超えて利用（利用時間区分が2以上にわたるときの当該区分間の利用を含む。）したときのみ適用する。
- 2 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における利用料金は、1時間につき各施設の夜間料金の1時間当たりの利用料金に相当する額とする。

別表第2（第8条関係）

（平13規則64・追加、平14規則15・平15規則19・平15規則54・平15規則66・平15規則76・平16規則26・平17規則11・平18規則10・平18規則63・平19規則8・平20規則4・平20規則108・平21規則5・平22規則69・平23規則8・平24規則39・平25規則16・平25規則64・平26規則57・平27規則54・平2

## 8 規則 8 ・ 平 2 8 規則 7 9 ・ 平 3 0 規則 5 ・ 平 3 1 規則 1 3 ・ 一部改正)

名称	休館日
熊本市楠地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市城南地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市春竹地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市出水地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市壺川地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市中島地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市松尾地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市白山地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市慶徳地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市帯山地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市城山地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市北部東地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市小島地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市松尾西地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市庄口地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市向山地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市砂取地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市一新地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市田迎西地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市清水地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市日吉地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市龍田地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市黒髪地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市武蔵地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市西原地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市託麻北地域コミュニティセンター	火曜日
熊本市田迎南地域コミュニティセンター	月曜日

熊本市画図地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市池田地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市西里地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市弓削地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市尾ノ上地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市出水南地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市池上地域コミュニティセンター	水曜日
熊本市力合地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市麻生田地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市松尾北地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市東町地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市帯山西地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市碩台地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市託麻原地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市御幸地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市桜木地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市高平台地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市若葉地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市河内地域コミュニティセンター	水曜日
熊本市本荘地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市託麻東地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市月出地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市城西地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市古町地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市春日地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市花園地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市川上地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市飽田地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市白坪地域コミュニティセンター	日曜日

熊本市長嶺地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市託麻西地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市菱形地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市豊田地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市吉松地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市植木地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市山東地域コミュニティセンター	水曜日
熊本市杉上地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市桜木東地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市大和地域コミュニティセンター	月曜日
熊本市田迎地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市桜井地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市田原地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市田底地域コミュニティセンター	水曜日
熊本市山本地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市隈庄地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市白川地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市楡木地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市富合地域コミュニティセンター	日曜日
熊本市大江地域コミュニティセンター	日曜日